

介護サービス事業者の指定申請等にかかる電子申請導入について

1 趣旨

介護現場において、ケアの質を確保するために、介護現場の業務効率化は急務であり、その一つとして文書に係る負担軽減が求められています。

介護サービス事業者が、横浜市に提出する指定申請や報酬請求に関する文書について、文書の負担軽減のため、今後、文書の標準化・簡素化を図るとともに、国の電子申請・届出システムを活用したウェブ入力・電子申請を導入します。

2 背景

国が設置した「介護保険分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」において、介護分野における文書の負担軽減策が検討され、国から以下の3つの項目について、取組を進めることが示されました。

- ・ 個々の申請様式・添付書類や手続きの簡素化
- ・ 自治体毎のローカルルールの解消による標準化
- ・ 共通してさらなる効率化に繋がる可能性のある ICT 等の活用

上記の取組を進めるため、国が、指定申請関連文書の標準様式を示すとともに、事業所の指定申請等に活用する「電子申請・届出システム」の構築が進められてきました。

国は、介護保険法施行規則において、標準様式の使用や原則として令和 7 年度までにすべての自治体で国が運用している「電子申請・届出システム」の使用することを明記します。

3 横浜市の対応

- (1) 国の電子申請・届出システムを活用した手続きの導入
事業者の指定申請等について、下記の「5. 今後のスケジュール（予定）」のとおり手続きを開始し、文書作成や保管の負担を軽減します。
- (2) 申請様式・添付書類に関する標準化・簡素化
介護サービス事業者の指定申請に関する様式は、「横浜市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（以下、「規則」という）」で定められています。
国が示す標準様式に合わせるため、規則の改正を行い、本市の指定申請に関する様式を改訂します。

4 電子申請・届出システム導入による効果

介護保険事業者は、これまで、紙で提出していた申請・届出様式及び添付書類が標準化・簡素化されることで、自治体毎の様式での書類作成が不要となり、事務手続きの負担軽減が図られます。また、各種手続きをシステム上でも行えるようになるため、電子申請システム上で提出した書類をデータとして保存することもできます。

さらに、介護現場の事務負担軽減の取組によって生まれた時間を有効活用して、一人でも多くの利用者に質の高いケアを届けることで、介護サービスの質の向上が図られます。

5 今後のスケジュール（予定）

手続内容	実施時期
規則改正手続き、事業者周知準備、体制検討等	～令和 5 年 6 月末
規則改正	令和 5 年 7 月 1 日
全サービス種別の変更届受付	令和 5 年 7 月以降
全サービス種別の新規指定・更新申請・加算届受付	令和 5 年 10 月以降